

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 <u>西川 均</u>					
年月日	平成30年4月16日(月)				
表題と発行部数	広報紙「西川ひとし県政報告VOL.12」13,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	2月議会報告等を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 90% 顔写真の部分が全体の10%を占めるため。				
内容	2月議会報告 ・平成30年度一般会計予算について ・県庁移転論議本格化				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成・編覧	(同)佐藤 メディアワークス	201,489円	企画編集・印刷	2
	折込料	(株)和広	42,822円	@0.05×13,000部×1.08	3
※ 90%充当 合計 244,311 円 × 90% = 219,879円					
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政報告VOL.12」				

注 発行した広報紙を添付してください。

県政レポート



愛する郷里をもっと元気に 県民の喜びを生きがいとして

会派・自民党奈良

西川ひとし 奈良県議会議員 (葛城市選挙区)

西川ひとし連絡先

〒639-2141葛城市井之庄58-2

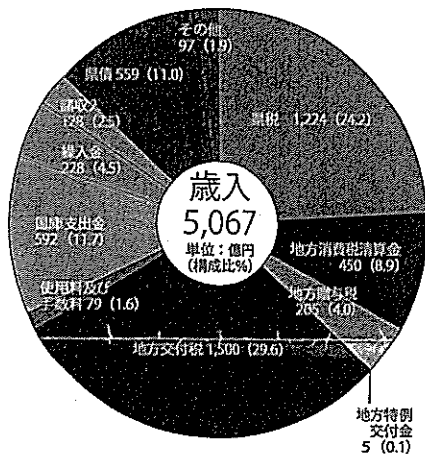
TEL: 0745-69-1234 FAX: 0745-69-7891

平成30年度一般会計予算 5,066億 51百万円

[29年度当初予算比+288億2百万円+6.0%]

(参考) 平成30年度当初予算案+平成29年度2月補正予算案5,140億90百万円

[29年度当初予算+28年度国経済対策関連補正予算比+246億75百万円+5.0%]



まず歳入について特筆すべきことは、地方消費税清算金の増収です。これは荒井知事をはじめ全国知事会が積極的な活動を行ったことにより、清算基準の見直しに結び付いたもので、その結果、前年度に比べて36・7億円の増収となりました。そのうち18・4億円は市町村に交付されます。

清算基準の見直しは、荒井知事が平成24年7月の全国知事会で「大阪で寝間着や布団を買って奈良の家で使っても大阪の消費税になる。これは販売統計に基づいているから、地方消費税の清算基準を是正してほしい」と要望をあげており、それが実現した形です。

奈良の県外消費率は約30%で全国一と言われています。消費税の清算基準見直しに伴う

「こんにちはー西川ひとしです。」

新年度に変わり、入学や就職、異動などで新しい門出に立ったばかりの方も多いことと存じます。新しい舞台で活躍されますことをお祈りいたします。さて、2月定例会は3月23日に一般会計予算案など85の議案を採決して閉会しました。今回の県政報告では30年度の一般会計予算についてポイントを絞って紹介いたします。

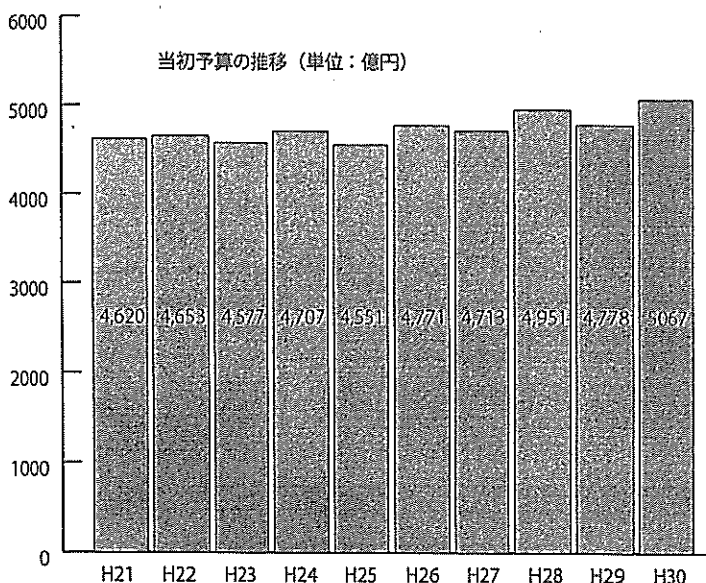
県内経済が活性化 法人2税などが増収

法人2税などが増収

一方、歳入の大きな比重を占める県税も増加の見込みとなっています。荒井県政が進めた企業誘致の効果により、県内経済は活性化し、法人2税の増収(16億2千7百万円)や株式譲渡所得割県民税の増収(18億1千8百万円)、配当割県民税の増収(13億6千3百万円)となる見込みです。

また、県債については、ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業債(7億8千万円)、登大路のバスターミナル整備事業債(2億4千9百万円)、(仮称)奈良国際芸術村整備事業債(4億3千万円)など、投資的経費の財源に充てる通常債が増加します。

県債の発行にあたっては、今後の公債費負担の軽減を図ることし、交付税措置がある有利な地方債を活用することとしています。30年度末県債残高見込みは1兆349億円と前年度に比べて208億円の減少となりそうです。



歳入予算の概要

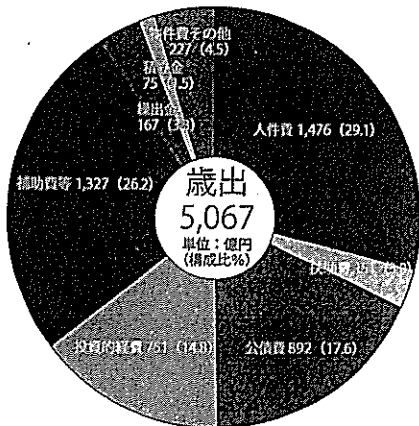
単位: 百万円、[]内は平成29年度当初予算

県税等	187,893	[174,249]	7.8%増加
地方交付税+臨時財政対策債	177,000	[181,900]	2.7%減少
分担金及び負担金	5,839	[858]	580.6%増加
国庫支出金	59,176	[56,735]	4.3%増加
繰入金	22,811	[13,402]	70.2%増加
県債	55,873	[54,372]	2.8%増加

県税増収で観光振興策を積極展開

歳出をみると、義務的経費は人件費、扶助費が減少したものの、県債管理基金を活用した臨時財政対策債の繰上償還(100億円)に伴う公債費の増加により、76億円の増加となります。投資的経費は、大宮通り新ホテル・交流拠点整備プロジェクトの工事が本格化するなど、主要プロジェクトの着実な進捗を図ることなどにより、133億円の増加となります。国民健康保険は県単位化に伴い特別会計で経理することとしたため、特別会計への繰入金に変更したことで82億3千8百万円の減少となります。

県では県税収入などの増加に伴い、県税交付金などが69億7千5百万円の増加となることから、物件費としてジャポニスム2018プロモーションや、奈良の仏像海外展示などによるインバウンド観光需要の取り込みを重点に置いた観光振興策を積極的に展開することと



県政 Hot ニュース

県庁移転論議本格化

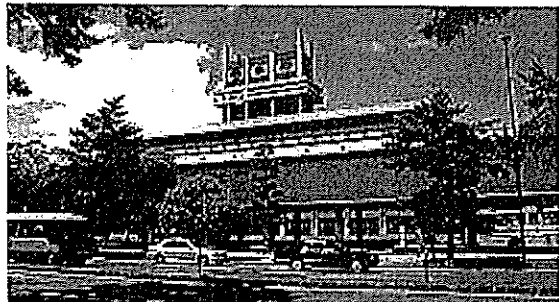
決議案を賛成多数で可決

2年前の12月定例会でわたしが質問した県庁移転について、23日の本会議において、創生奈良の川口正志議員が動議で提出した、県庁を橿原市に移転を求める決議案が賛成多数で可決されました。

県庁が県北端にあることによって中南部地域の方々が不便な思いをされています。中南和地域の振興の観点からも、県庁を県の中心部に位置する橿原市に置き、県庁跡地にはホテルなどを誘致すれば県全体の活性化につながると、西川は考えます。

今回の採決では出席議員40人のうち、23人の賛成を得ています。

県庁移転を実現するには3分の2の賛成が必要となり、移転に関わる費用も400億円程度は必要ともいわれていますが、県民の英知を結集し、100年来の移転論争に終止符を打つ時期に来たと考えます。引き続き県庁移転の実現に向けて取り組みたいと考えています。



100年来の移転論議に終止符を打つ時がきました

見直しも行います。

県有資産は経営的な観点から総合的に企画・管理・活用する「コアシティマネジメント」を推進することとして、国・県・市町村が連携し、それぞれが保有する資産の有効活用・最適利用をあげています。また、既存事業の新陳代謝の促進として85事業を廃止・休止することとし、奈良大立山まつりの開催経費の圧縮など103の事業の見直しも行います。

財政健全化に向けた徴収強化の取り組み

- ①税制調査会の運営(平成30年度税制改正において、地方消費税清算基準の抜本的見直しで人口比率の大幅な引上げ17.5%→50%が実現)
- ②政策目標を実現するための課税自主権の活用について検討
- ③課税ベースの拡大(県内に事業所等を有する未申告の県外法人に対する調査、申告指導など)
- ④市町村と連携した奈良モデル協働徴収体制の充実⑤地方税滞納整理本部(税務課)、地方税滞納整理課(奈良、中南和県税事務所)の運営
- ⑥市町村と県との協働徴収体制による県税務職員由市町村派遣等の実施、特別徴収の推進
- ⑦県とモデル市町村が実行委員会を組織し、市町村税の滞納者に対し、電話による納付の呼びかけを行う市町村税納税促進コールセンターを設置
- ⑧複数市町村による事例研究を通じた滞納整理等の実施など
- ⑨その他に自動車税の徴収強化、遠隔地滞納案件の効率的な整理、納税環境の整備など

皆さんの声を県政に



県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。電話0745-69-1234

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 西川 均

年 月 日	平成30年7月23日(月)				
表題と発行部数	広報紙「西川ひとし県政報告VOL.13」13,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	6月議会報告等を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率90% 顔写真の部分が全体の10%を占めるため。				
内容	6月議会報告 民泊新法 シェアアウ 奈良県税制調査会による提言 (7カ)				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成・印刷費	(同)伝報堂 ×シェアアウ	201,489円	企画編集・印刷	25
	折込料	(株)和広	42,822円	@3.05×13,000部×1.08	26
		※ 90%充当 合計 244,311 円×90% = 219,879円			
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政報告VOL.13」				

注 発行した広報紙を添付してください。

県政レポート

愛する郷里をもっと元気に 県民の喜びを生きがいとして

会派・自民党奈良

西川ひとし 奈良県議会議員(葛城市選挙区)

西川ひとし連絡先

〒639-2141葛城市舟之庄58-2
TEL: 0745-69-1234 FAX: 0745-69-7891

県立高等学校再編計画(北部地域)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
西の京高校		次年度募集停止	2、3学年のみ	3学年のみ	閉校
平城高校		次年度募集停止	2、3学年のみ	閉校	
登美ヶ丘高校		次年度募集停止	2、3学年のみ	3学年のみ	閉校
(仮称)西の京国際高校		次年度募集開始	閉校(旧西の京校舎使用)		
(仮称)県立大附属		次年度募集開始	閉校(旧西の京校舎使用)		
奈良高校			移転(現平城校舎使用)		

県立高校の再編を考える。

こんにちは西川ひとしです。

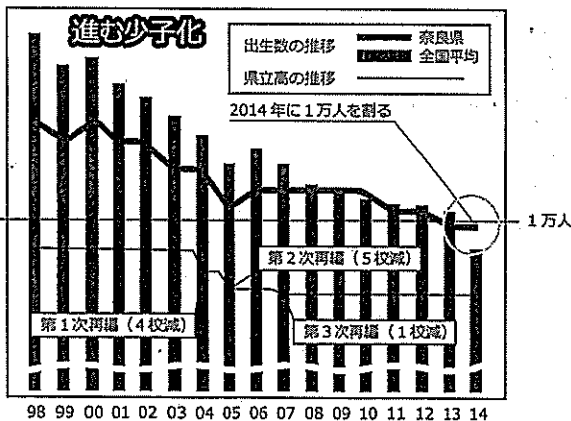
6月定例会が終了し、昨年度の産業基盤強化推進特別委員会の委員長から、今年度は奈良県監査委員を拝命いたしました。監査委員として県民の皆様への負託に応えるよう、精進しますので引き続きご支援のほど、お願いいたします。さて、テレビや新聞報道などでご承知の通り、県は少子化に対応すべく、現在、33ある県立高校を縮小する再編計画(図I)を進めています。今回は県立高校の再編についての論点を整理し、少子化という現実を踏まえたなかで、高等教育の在り方を考えていきたいと思っております。引き続きよろしくお願いたします。

6月定例会で上程された「県立高等学校適正化実施計画」の策定については、議員27人の賛成で可決される一方、県立高等学校適正化実施計画(案)の議決の延期と説明を求める請願書は不採択となりました。

図I 県立高校再編計画の内容(図I)

- (1) 県立西の京高等学校・県立平城高等学校・県立登美ヶ丘高等学校→(仮称)県立国際高等学校・(仮称)奈良県立大学附属高等学校
【教育内容等】(仮称)県立国際高等学校 国際科を設置し、国際バカロレア認定を目指すこととし、2023年に県立中学校を併設。(予定) (仮称)奈良県立大学附属高等学校 地域創造学部を有する奈良県立大学との高度な高大連携を展開。
【使用校舎】(仮称)県立国際高等学校 →現県立登美ヶ丘高等学校 (仮称)奈良県立大学附属高等学校 →現県立西の京高等学校
- (2) 県立大庭高等学校・県立吉野高等学校→(仮称)県立奈良南高等学校
【教育内容等】普通科に看護・医療に関するコースを引き続き設置。総合学科を新たに設置し、建築や森林管理などに関する系列を設置。二級建築士受験資格を取得できるとともに伝統建築を専門的に学ぶことができる専攻科を新たに設置。森林に関する系列においては、(仮称)奈良県フォレスト・アカデミーと連携・接続。
【使用校舎】現県立大庭高等学校及び現県立吉野高等学校
- (3) 県立大野高等学校・県立生保野高等学校→(仮称)県立宇陀高等学校
【教育内容等】総合学科を設置し、福祉に関する系列において、介護福祉士の受験資格を得ることができる教育課程を構成。高等学校既卒者や外国人入籍などを対象とした介護人材の育成のために、専攻科の設置を検討。情報科を設置し、小・中・高等学校を通じた情報教育を展開。

計画の対象期間は、計画を策定した日から、2027年度まで、なお、計画の対象期間中において、魅力と活力ある高校づくりの推進のため不断の検討を行うこととし、必要に応じて、学科改編等の措置を講ずることとなっている。



今後、9月定例会で条例が制定されてから実施の運びとなりま

す。

まず再編反対の主な理由は、①校名を伏せたパブリックコメント(3月)を募集した②6月8日に突如として再編計画案が出された③奈良高校の耐震化をおさなりにし、廃校となる平城高校に移転する手法が④平城高校の廃校に反対などがあげられると思います。

大切なのは生徒やOBの方々の思いや意見がなおざりにされてはいないかということ。そのような懸念を感じている方もいますから、当局は丁寧な説明と配慮で、懸念を払しょくする努力が求められていると感じます。

少子化に伴い、子どもの数が減り続けるなか、学校の統廃合は避けて通ることのない問題であることは誰もが認識されていることと思います。加えて、国が推進する国際基準に沿ったバカロレア教育を取り入れることも求められています。さらに耐震化のなされていなかった奈良高校を、耐震化されている平城高校に移転するの、異論はありますが、一定の合理性があるといえるでしょう。

統廃合の選定理由や手続きのことなど、万人が納得することは不可能に近いといえます。しかしながら、人口が増えれば学校も増え、人口が減れば学校が少なくなるのは当然といえ

ば当然であり、末梢に少なからずの問題はあるものです。だからこそ、大局的な見地で学校再編を考えるべきだと思っております。

これからも議論は十分に、そして理解を深めて進めてもらいたいと考えます。

県政 Hot ニュース

議員定数1減

6月定例会で県議会議員の定数を44から43に削減する「議第73号奈良県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」が共産党を除く全員の賛成で可決されました。

定数3の生駒郡(平群、三郷、斑鳩、安堵の4町)が定数2となります。これまで、生駒郡よりも人口の多い香芝市が定数2となっていたため、逆転現象が起こっていました。

民泊新法

従来の旅館業法で定めるホテル、旅館、簡易宿泊所、下宿など4つの営業形態や国家戦略特別区域の特区分泊にはあてはまらない、新しい営業形態である「住宅宿泊事業」が施行されました。

民泊新法に基づき、奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例が6月15日に施行され、一定の要件を満たす場合、一般の「住宅」においても住宅宿泊事業(いわゆる「民泊」)ができるようになりました。

事業の開始には届出が必要です。年間180日を超えない日数での実施が可能ですが、一部地域においては、実施に制限がかかる場合があります。また、適正に届出された住宅には標識が掲示されます。

シェイクアウト

大阪北部地震で改めて、防災意識が高まったことと思います。特に地震で最も大切なのは「自助」の部分です。アメリカでは2008年から地震に備える新しい防災訓練として「シェイクアウト」が注目されています。シェイクアウトとは、姿勢を低く、頭をまもり、じっとするという3つの動きを身につけ、地震の揺れから自分の生命を守るための行動です。シェイクアウトとは、「地震の揺れに備えろ」という掛け声をイメージした造語です。

7月9日には県主催で「ナラシェイクアウト」も行われました。決められた時刻に一斉に参加者全員が机の下に隠れるなど身の安全を図る行動を実践し、自宅や地域、職場などでの日頃の防災対策を確認するきっかけづくりにしてほしいと呼びかけています。



奈良県税制調査会による提言 「平成30年度税制改正を踏まえて」

奈良県の税体系のみならず、広く地方税のあり方を含めて検討を続けている奈良県税制調査会は、今年度の税制改正の方向が示されたことを受けて、地方税改革及び奈良県の独自課税についての検討課題をまとめています。

そのなかで来年度に創設される森林環境税(仮称)について興味深い提言がありますので、核心の部分を抜粋して紹介させていただきます。

奈良県森林環境税の現在の使途事業である、間伐を含む施業放置林の整備、里山づくりの推進、森林環境教育の推進、森林生態系の保全といった取組みは、その取組みの大部分を市町村に事業の委託を行っている現状をも踏まえれば、国において創設される森林環境譲与税(仮称)の市町村分の使途と完全に重複する、というものです。

県税制調査会は、「現段階で使途は未調整と言わざるを得ず、奈良県森林環境税のあり方の見直しは避けられない」と提言しています。

私も県民のひとりとして、新しく導入される森林環境税について勉強してまいります。

◎キーワード＝森林環境税

地球温暖化防止や国土保全のため、森林管理を行う財源として森林環境税を創設するもの。

熱中症に注意

今年も猛暑が予想されています。熱中症を知らない人はあまりいないとは思いますが、最悪の場合は死に至る場合もありますので、正しく熱中症を理解してほしいと県は訴えています。



熱中症は、読んで字のとおり「熱が中る(あたる)」という意味で、身体の中と外の「あつさ」によって引き起こされる様々な体の不調のことです。

熱中症は、屋外やスポーツ中だけに起こるわけではありません。屋内でも、温度や湿度が高い場合には発症する場合があります。

特に、高齢者は熱中症にかかりやすい傾向がありますので注意が必要です。

〈熱中症の発生しやすい状況〉

熱中症は、以下の気象・環境状況の時に多く発生します。

- ▽高温多湿下で、汗が蒸発しにくい。
- ▽風が弱く、身体周囲の熱が逃げにくい。
- ▽日射を受け、体温が上昇する。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 西川 均

年 月 日	平成30年11月19日(月)				
表題と発行部数	広報紙「西川ひとし県政報告VOL.14」14,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込 13,000部 街頭配布1,000部				
発行目的	9月議会報告等を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率80% 顔写眞の部分が全体の20%を占めるため				
内容	9月議会報告 県庁の樺原市周辺への移転について 県の職業能力開発について 県立高等学校の施設整備 ほか				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成・印刷費	大和メディア ソリューション(株)	209,520円	企画編集・印刷	52
	折込料	(株)和友	42,822円	A3.05×13,000部×1.08	53
	※ 80%充当 合計 252,342 円 × 80% = 201,873円				
備考	添付資料: 広報紙「西川ひとし県政報告VOL.14」				

注 発行した広報紙を添付してください。



会派・自民党 奈良 西川ひとし

県政レポート

愛する郷里をもっと元気に!

県民の喜びを生きがいとして

西川ひとし

奈良県議会議員(葛城市選挙区)

西川ひとし連絡先

〒639-2141葛城市弁之庄58-2

TEL:0745-69-1234 FAX:0745-69-7891

9月定例会「般質問」

県庁を橿原市周辺へ

知事の所見を質す

こんにちは！西川ひとしです。相次ぐ台風の来襲により、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。さて、9月定例会では3年前から取り組んでおります県庁を中南和地域への移転実現に向けて、荒井正吾知事に見解を質しました。知事は土地の確保と予算を課題として上げられましたが、前向きな考えを示しました。引き続き実現に向けて全力で取り組んでまいります。「理解よろしくお願いします。」



質問する西川ひとし

1 県庁の橿原市周辺への移転について

問 奈良県庁の橿原市周辺への移転について知事にお伺いしたい。この問題については、私は3年前の平成27年12月の定例議会において、中和地域の振興にからめ、そのひとつの方策として質問した。現在、奈良県においては荒井知事のリーダーシップのもと、県内での投資、消費、雇用を好循環させるための経済構造改革の一環として、京奈和自動車道などを基軸とする骨格幹線道路ネットワークや京奈和御所IC周辺工業

ゾーン等の新たな産業集積地の形成などの推進、県土の約77%を占める森林の新たな環境管理体制の構築など、県の中南部地域の振興施策に、積極的に取り組んでいただいている。また、県内から関西国際空港へのアクセスについて、現在でも利便性の高いのは、県の中南部地域の葛城市から南阪奈道路を経由するルートや、五條市から京奈和自動車道を経由するルートだが、リニア中央新幹線の全線開業が見込まれるにあたり、本県を南北に縦断するかたちでの、当該空港との接続強化が提唱されておるところ。県全体の均衡ある持続的な発展のためには、県庁の橿原市周辺への移転が必要であると考えられる。

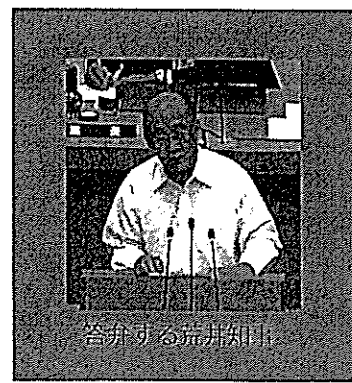
荒井知事―所見

答 議員が述べた県全体の均衡ある、また持続的な発展については、県政の最重要課題と認識しており、いろんな面で手を打ってきている。その中で京奈和自動車道を基軸とする骨格幹線

道路ネットワークの整備整備は、重要な課題だ。近年、全線開通に向けての事業化が進んでいるのは、大変喜ばしい。また、中南和の振興のためには、企業や宿泊施設、集客施設の誘致、さらにはその道路周辺の新たな産業用地の確保など、産業・観光両面での取り組みにより、地域経済の底上げが必要だと考えているが、京奈和自動車道を利用した中南和地域の経済振興こそ、大事な目的だと思っている。南部東部地域の振興のため、橿原総合庁舎に南部東部振興監をおき、南部振興基本計画、東部振興基本計画に基づきさまざまな施策に取り組んでいる。

土地が確保できるか？

県庁の移転については課題も多少ある。ひとつは、移転候補地の課題だ。県庁の位置は、地方自治法第4条2項で「住民の利用に最も便利であるように」



答弁する荒井知事

交通の事情、他の官公舎との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と規定される。現在の県庁舎の敷地面積は3haあり、近隣に他の官公舎の設置を見込むと、相当規模の土地が必要になる。土地の取得はなかなか難しい面があり、橿原市周辺の交通が至便な場所にこのような規模の土地が確保できるかという課題がある。

多額の費用に加え 多くの時間を要す

ふたつめは予算の問題。長崎県庁の場合で申上げると、全体事業費が4.3億円で、そのうち、国庫補助金は4.4億円しかでない。除く3.9億円のほとんどは、起債に頼らないで自己資金で賄った。このような手当を長年にわたって積み上げるのは並大抵のことではない。昨年11月に庁舎が完成したが、20年以上の歳月を要した。庁舎移転は、多額の費用と多くの時間を要する大事業だ。県民の皆様、議会の皆様の熱意が必要だと考えている。均衡ある県土の発展は重要な課題だと認識をしているが、南部振興の方策は、県庁移転のほかにもいろいろ手段があると思っております。とりわけ、南部、中南和に大事なものは経済対策だと思っております。反論をしたよって申し訳ないが、いろんな知恵があるということを踏まえ、県庁の移転等は、別に知恵を絞り実行に結びつけていきたいと思っております。

(一) 般質問は要旨に絞ります。

県立高校トイレの改修が急務

2 県の職業能力開発について

問 現在の雇用情勢は、第9次職業能力開発計画策定当時とは大きく変わっており、今回の第10次職業能力開発計画を策定されるにあたっては目標設定や取組について、単なる次点修正のみではなく、時代に即した計画を策定する必要がありますか、と考える。どのような考えで第10次職業能力開発計画を策定されたのか、聞きたい。

答 県内の雇用情勢は改善が進んでいることから、在職者、つまり企業等で働いている方々を中心に幅広い労働力層を対象者として、働く意欲の維持・向上を最大目標に策定した。また、対象者を在職者、学生・若年無業者、離職者の3つのカテゴリに分け、働く意欲に効果のある取り組みを計画に盛り込んでいる。具体的な施策展開として、在職者の方々に、若手社員を対象としたモチベーション向上のための研修等を実施する計画だ。

3 県立高等学校の施設整備について

問 県立高等学校については、この当初予算において、今後すべての普通教室に空調設備を設置することを決めたが、内部の施設、特にトイレが老朽化している。また洋式のトイレが少なく、またまた和式のトイレが多いと聞いている。特に県立高等学校に通う女子生徒の保護者からは、トイレが汚く、学校へ快適に通ってほしいとの声もある。トイレの設備をどう進めていくのか。

答 県立高等学校のトイレについては、老朽化が進んでおり、苦情が学校に多く寄せられているとともに、便器の洋式化率は3割に留まっている状況だ。洋式化をはじめとしたトイレの老朽化対策は、県立学校にとって重要な課題であると認識をしている。特に体育館は、災害時に避難所となり、そのトイレは学生だけでなく被災者も利用することから、早急に対策が必要であると考え、今年度より洋式化やバリアフリー等の改修を行っている。県教育委員会では、県立学校の長寿命化計画を策定し、その中でトイレの改修等も含めた、学校施設、設備の整備について検討し、効果的な老朽化対策を行ってきたい。

山麓線の舗装を

要望 主要道、御所香芝線の舗装について要望する。私の地元である葛城市は、奈良県の北西部、葛城山麓に位置し、南北8・6キロメートルあり、南北に主要地方道、御所香芝線、通称山麓線が13・1キロメートル走っている。山麓線は、奈良県北部を縦断する重要幹線道路であり、京奈和自動車道や、南阪奈道路、西名阪自動車道からのアクセスもよいことから、物質輸送の大型車が多く通行している。また、他府県から観光に来られる方々の通行車両も多く、他の道路よりも舗装の劣化が早いと考えられる。平成29年8月19日に、京奈和自動車道の大和御所道路の御所南から五

條北1C間、約7・2キロメートルが開通したことにより、山麓線の通行量は減少すると考えていた。

しかし、北行き車線が渋滞が発生しており、それを迂回する車両の多くが国道24号線から山麓線を抜ける抜け道として通行するため、交通量はあまり減少していない。県においては、このような山麓線の状況や、重要度を十分理解していただき、日々の道路、パトロール、簡易な舗装補修から、昨年度実施していただいた葛城市中や、兵家地区内の舗装修繕事業まで、現地の状況に応じて、道路の維持管理に積極的に取り組んでいただいている。

また、今年度も葛城地区内で、舗装修繕工事を予定していると聞いており、非常に有難く思っている。しかし、現在の道路舗装の状況を考えると、他府県と比べ、十分であるとはいえない。道路を利用される方や他府県から観光にこられる方々が、より安全により快適に走行出来るように、道路の維持管理を行い、良好な路面状態を確保することは、非常に重要なことと考える。本県の道路舗装がよりよい状態になるよう、道路の維持管理にさらに従事していただくことを強く要望する。

葛城市内河川の堆積土砂除去を

要望 葛城市内には、10数本の二級河川が流れている。それらの河川の多くは、葛城の山々を源とし、多量

の土砂が流入してくるため、河川には、多くの土砂がとどまりやすくなっている。その結果、昔に比べ、全体的に川底が高くなっており、また市街化に伴い、全体の保水力が低下し、雨水の流出も増加し、浸水被害も起きやすくなっている。全国各地で河川災害が起っており、地域のかたがたも、台風などの際には河川災害に敏感になり、非常に心配をされている。堆積土砂除去については、私も含め、同僚議員が幾度となく問題提起をしてきた。その結果、今年度は、河川の堆積土砂除去に対し、昨年度より約3億円増の予算を計上いただいた。来年度以降においても、今年度同様、予算を確保していただき、河川の維持管理を着実に進めていただくよう、要望する。



県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。
電話：0745-69-1234

皆さんの声を県政に

9月定例会一般質問内容 9月27日

要望 主要地方道御所香芝線の舗装について 葛城市内を流れる河川の堆積土砂について

- ① 奈良県庁の橿原市周辺への移転について
- ② 第10次奈良県職業能力開発計画について
- ③ 県立高等学校の施設整備について

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 西川 均

年 月 日	平成31年1月14日(月)				
表題と発行部数	広報紙「西川ひとし県政報告VOL.15」14,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込13,000部 街頭配布1,000部				
発行目的	11月議会報告等を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	持分率90% 顔写真の部分が全体の10%を占めるため				
内容	11月議会報告 県中央卸売市場 平成30年度県民アンケート (FP)				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成・印刷費	大和印刷 和記印刷(同)	209,520円	企画編集・印刷	65
	折込料	(株)和広	42,822円	②3.05×13,000部×1.08	66
	※ 90%充当 合計 252,342 円 × 90% = 227,107 円				
備考	添付資料: 広報紙「西川ひとし 県政報告VOL.15」				

注 発行した広報紙を添付してください。

県政レポート

愛する郷里をもっと元気に！ 県民の喜びを生きがいとして



会派・自民党奈良

西川ひとし連絡先
〒639-2141葛城市井之庄58-2
TEL:0745-69-1234 FAX:0745-69-7891

西川ひとし

奈良県議会議員(葛城市選挙区)

新年

あけまして
おめでとございませう



西川ひとしです。いよいよ激動の平成も4月末で最後となります。新しい元号を迎えるとともに、すぐに統一地方選挙が行われます。1期4年を振り返ると、無我夢中で県政の発展のため、様々な課題の解決に向けて活動させていただきました。

特に観光や経済など「北高南低」と言われる奈良県の現状を変えたいという強い想いのもと、橿原市周辺に県庁を移転するという大きな事業について、県議会で一般質問させていただきました。多くの議員の方から賛同をいただくことができました。実現に向けてはなお大きな課題もありますが、葛城市を含めて県中南和地域の活性化は私のテーマでもあり、観光や経済などのバランスを取る意味からも県庁移転を英断すべき時期にきていると考えています。

また、京奈和自動車道を活用した地域経済の発展、さらに快適な生活に欠かせない道路にも力を注いでまいります。さらに住む人、訪れる人にとっても満足いただける奈良県、葛城市の実現に向けて取り組みます。引き続きご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

西川ひとしの取組み

- ▶ 奈良の魅力を生かした企業誘致
- ▶ 格差のない雇用形態、誰もが幸せになれる就労の仕組みづくり
- ▶ ニーズの高い救急・高度医療を充実
- ▶ 地域を元気にする交通ネットワークの実現
- ▶ 社会に寄与してきた方々のやすらかな暮らしづくり



提出議案と議決結果一覧表 (12月14日)

【平成30年度議案(知事提出)】		
議第95号	平成30年度奈良県一般会計補正予算(第3号)	原案可決
議第96号	奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議第97号	奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条件等の一部を改正する条例	原案可決
議第98号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
議第99号	奈良県税条例の一部を改正する条例	原案可決
議第100号	奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	原案可決
議第101号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
議第102号	奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例	原案可決
議第103号	道路整備事業にかかる請負契約の締結について	原案可決
議第104号	道路整備事業にかかる請負契約の変更について	原案可決
議第105号	奈良公園施設魅力向上事業にかかる請負契約の変更について	原案可決
議第106号	公立大学法人奈良県立医科大学中期目標の制定について	原案可決
議第107号	地方独立行政法人奈良県立病院機構中期目標の制定について	原案可決
議第108号	奈良県道路公社の解散について	原案可決
議第109号	当せん金付証券の発売について	原案可決
議第110号	教育委員会の委員の任命について	原案同意
議第111号	収用委員会の委員の任命について	原案同意
議第112号	公害審査会の委員の任命について	原案同意
報第30号	地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について 国家賠償請求事件について 損害賠償額の決定について 損害賠償額の決定について	原案承認
報第31号	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について 自動車事故にかかる損害賠償額の決定について	報告受理
平成30年度議案(議員提出)】		
	平成30年度奈良県一般会計補正予算(第3号)に対する修正案	否決
議第113号	奈良県議会会議規則の一部を改正する規則	原案可決

奈良県議会11月定例会報告 県中央卸売市場にホテルや飲食施設

老朽化が進んでいる県中央卸売市場の再整備について荒井知事は、宿泊施設、食材販売、飲食などの賑わいを創出し、従来の中央卸売市場の概念を打ち破る施設を計画していることを明らかにしました。

私と同じ会派の小泉米三議員の質問に答えたものです。

もちろん県の台所としての機能拡充を図るとともに、事業者以外の一般県民や観光客も来場できるよう宿泊施設、食材販売や飲食店の併設も視野にいられています。実現すれば人、モノの流れが大きく変わる可能性があります。成り行きが注目されています。



県政 Hot ニュース

平成 30 年度県民アンケート

身近な暮らしに関する事柄についての重要度や満足度などを調査し県政運営に役立てることを目的とした平成30年度の県民アンケートが公表されました。奈良県全域で5000人からサンプルを集めています。そのなかで県民の方々が「住みやすさ」についてどう感じているのかをご紹介します。

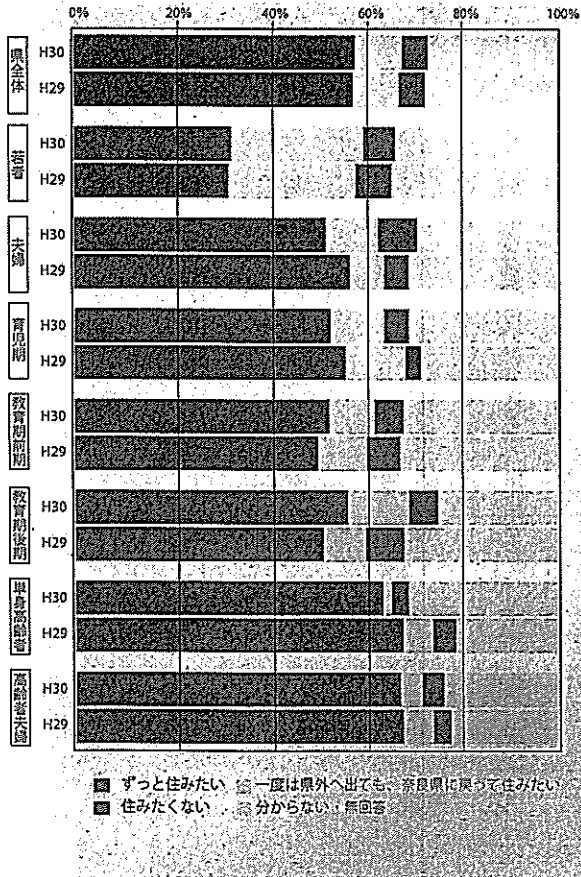
はじめに「住みやすい」「とても住みやすい」+「どちらかといえば住みやすい」と感じている人は、平成26年度から「住みやすい」と「住みにくい」の両方とも、わずかながら増加しています。地域別でみると、「住みやすい」と感じている人は、中部地域(橿原市、香芝市、葛城市他)で70・4%と最も多く、次いで(西部地域(生駒郡、広陵町を除く北葛城郡)70・1%、北部地域64・7%となっています。また、旧住民・新住民別にみると、「住みやすい」と感じている人は、『奈良県にずっと住んでいる人』(66・5%)よりも、『奈良県に新しくきた人』(63・4%)の方が低くなっているのは興味深い結果といえます。

就労別にみると、「住みやすい」と感じている人は、『奈良県外で働いている人』(68・0%)が『奈良県内で働いている人』(65・1%)と比べ多くなっています。県外で働いている人は、日中はほとんど奈良県にいないので、このような結果になるのかもしれませんが。

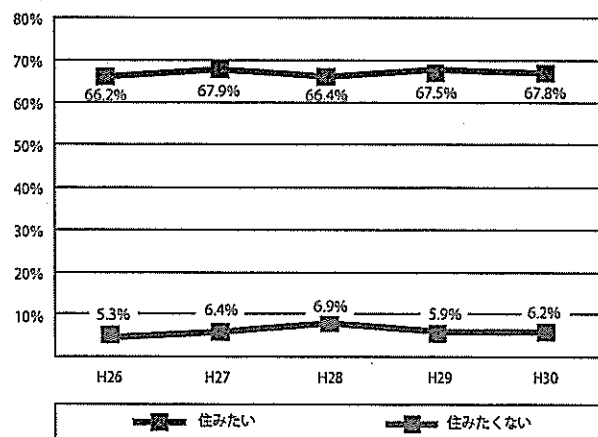
若者も住みたいと思える施策を

奈良県に「住みたい」「ずっと住みたい」「一度は県外へ出ても、奈良県に戻って住みたい」と考えている人は、平成26年度から6割台後半で推移しています。平成29年度と比較するとわずかながら増加(0・3ポイント増)しており、住みやすい奈良県が着実に進んでいるということだと思います。

これをライフステージ別にみると、奈良県に「ずっと住みたい」と考えている人が最も多いのは『高齢者夫婦』(66・9%)です。最も少ないのは『若者』(31・6%)となっており、この辺は大きな課題だと感じます。ただ、「一度は県外へ出ても、奈良県に戻って住みたい」と考えている人が最も多いのも『若者』(27・8%)です。働く場所も含めて、若者には生活しづらいということかもしれません。若者は活力の源でもあります。早急な対策の必要性を強く感じます。



年度別の住みたい推移



政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 西川 均

年月日	平成27年6月10日(平成30年4月3日(火)他)					
表題	県政報告ホームページ「愛する郷里をもちと元気に県民の喜びを分かちあ					
対象者	インターネット利用者					
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める					
按分率の説明	按分率50% その理由(葛城市、その他へのリンク)					
内容	議会報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等					
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号	
	開設・制作費	シー70 ファイブ(株)	20,200円	開設・レイアウト 支払回数48回 の分割払	1	
	〃	〃	20,200円		7	
	〃	〃	20,200円		13	
	〃	〃	20,200円		20	
	〃	〃	20,200円		30	
	〃	〃	20,200円		36	
	〃	〃	20,200円		43	
	〃	〃	20,200円		49	
	※50%充当 合計				円	
備考	ホームページアドレス: http://www.hitoshi-nishikawa.com 添付資料 ホームページ制作契約書					

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 西川 均					
年月日	平成27年6月10日 (平成30年4月3日(火)) (他)				
表題	県政報告ホームページ愛する郷里をもち元気に県民の喜びを生まがいとして				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率50% その理由(葛城市、その他へのリンク)				
内容	議会報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	開設・制作費	シー7° 77インス(株)	20,200円	}	57
	"	"	20,200円		63
	"	"	20,200円		72
	"	"	20,200円		78
	※ 50%充当 合計 242,400 円 × 50% = 121,200 円				
備考	ホームページアドレス : http://www.hitoshi-nishikawa.com 添付資料 ホームページ制作契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

業務委託契約書

奈良県議会議員 西川 均 (以下「甲」という) と株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ (以下「乙」という) とは、インターネットによる情報サービス業務の委託について、次のとおり契約を締結します。

- 1 委託業務名 インターネットコミュニケーションシステムによる情報サービス
- 2 履行場所 株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ
- 3 業務内容 インターネットコミュニケーションシステムによる情報サービス
に必要なおもてなしおよびソフトウェアの制作・更新業務

(委託業務) 甲は、インターネットコミュニケーションシステムによる情報サービス業務(以下「委託業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託します。

(目的) 甲及び乙は、本業務を遂行するにあたり、本契約の趣旨に従い、信義誠実にこれを行うことを目的とします。

(委託金額) 委託金額は20,200円/月 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額の合計金額1,500円/月) 但し、初回月のみ20,600円とします。

(期間) 業務委託期間は平成27年9月1日より、平成31年8月31日の4年(48ヶ月)とします。

(支払) 甲は、第3条の委託金を48ヶ月間、毎月3日(休日の場合は翌銀行営業日)に甲が指定する預金口座より、乙が指定するシャープファイナンス株式会社(ビジネスローンサービス)に支払うものとします。

(中途解約の禁止) 本契約成立後、期間満了までの間、本契約を解除できないものとします。ただし、契約上問題が起こった場合は損害賠償等、シャープファイナンス株式会社の指示のもとに甲・乙協議の上、取り決め解決するものとする。

(事故発生時の報告) 乙は、業務遂行に関する不測の事故が生じたときは直ちに甲に報告し、その指示に従うものとします。

(ソフトウェアの複製禁止等)

第8条 甲は事前に乙の承諾を得なければ、ソフトウェアの一部の複製、改変、もしくは再使用権の譲渡をできないものとします。

(秘密の保護)

第9条 乙は甲の業務遂行上、直接または間接に知りえた秘密を外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならないものとします。この契約が終了、または解約された後も同様とします。

(協議事項)

第10条 本契約に定めのない事項が発生した場合は甲・乙が協議し解決するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し甲乙両者記名押印の上、各1通を保有するものとします。

平成 27年 6月 10日

甲

西川 均
奈良新聞株式会社
〒740-0292 奈良市西大寺5-8-1

乙

株式会社 シャープファイナンス
代表取締役 佐藤 隆
〒641-8601 奈良市法皇町4-1-1








30 年度雇用状況報告書

会派・議員名 西川 均

① 雇用者	氏名 住所 電話	[REDACTED]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③ 雇用期間	30年4月1日～31年3月31日	
④ 職務内容	政務活動に係る調査補助及び後援会関係事務	
⑤ 給料(賃金)	300,000 円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)	
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /	
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1 / 2 (政務活動 + 後援会活動 + 選挙活動) → (3 月のみ) 1 / 3	
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類	
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨ 備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日	
氏名			
現住所			電話 
下記の条件で契約します。			
雇用期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで		
雇用形態	<input checked="" type="radio"/> 正規職員 <input type="radio"/> パートタイム <input type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 ()		
就業場所	奈良県葛城市弁之庄58-2		
仕事内容	政務活動に係る調査補助及び後援会関係事務		
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分から午後6時00分まで (休憩:正午から午後1時)		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆		
休暇	年次有給休暇		
賃金	基本賃金 月給 300,000 円 日給 円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月20日) 賃金支払日 (毎月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	労災保険 雇用保険 健康保険 厚生年金保険		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <p style="text-align: right;">平成30年4月1日</p> <p style="text-align: center;">雇用者 奈良県議会議員 西川 均</p> <p style="text-align: center;">被雇用者 </p>			

政務活動補助業務賃金台帳(30年度)

【議員名 西川 均】

雇用者氏名	住所	生年月日												性別	雇入年月日	2016/6/1
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
労働日数		19日	21日	19日	19日	23日	17日	21日	21日	19日	19日	19日	19日			236日
労働時間数		150.00H	160.82H	146.27H	145.57H	180.05H	135.17H	165.95H	165.75H	150.67H	151.17H	150.82H	151.20H			1853.44H
時間外労働																0
休日労働																0
深夜労働																0
基本給		300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			3,600,000
時間外手当																0
通勤手当(課税)																0
通勤手当(非課税)																0
課税合計		300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			3,600,000
非課税合計																0
総支給額		300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			3,600,000
健康保険料		15,045	15,045	15,045	15,045	15,045	15,045	15,045	15,045	15,045	15,045	15,045	15,045			180,540
介護保険料		2,355	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355			28,260
厚生年金保険料		27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450			329,400
雇用保険保険料		900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900			10,800
社会保険料合計		45,750	45,750	45,750	45,750	45,750	45,750	45,750	45,750	45,750	45,750	45,750	45,750			549,000
課税対象額		254,250	254,250	254,250	254,250	254,250	254,250	254,250	254,250	254,250	254,250	254,250	254,250			3,051,000
所得税		6,750	6,750	6,750	6,750	6,750	6,750	6,750	6,750	6,750	6,750	6,750	6,750			81,000
市町村民税				17,400	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600			166,800
所得税還付										▲15,100						-15,100
控除額合計		52,500	52,500	69,900	69,100	69,100	69,100	69,100	69,100	69,100	69,100	69,100	69,100			781,700
差引支給額		247,500	247,500	230,100	230,900	230,900	230,900	230,900	230,900	246,000	230,900	230,900	230,900			2,818,300
領収印																

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

事業主控 08-E011116
AA1A29R-013616#

平成 30 年 月 日

あて先 〒 630-8570

奈良市法蓮町387
奈良第3地方合同庁舎
奈良労働局 2sr9uda5
労働保険特別会計歳入徴収官殿

(なるべく折り曲げないように) やむを得ない場合には折り曲げて下さい。

種別 修正項目番号 入力設定コード
下記のとおり申告します。

①労働保険番号	都道府県	所管管轄	基幹番号	枝番号
29102015416-0700	29	102	015416	-0700

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
02	111	9416	93

②増加年月日(元号:平成は7) ③事業廃止等年月日(元号:平成は7) ※事業廃止等理由
元月 - 元日 - 元月 - 元日
④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数 ※保険関係 ※片保険理由コード
十 万 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百

⑦区分	算定期間 平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで		
	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料・一般拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	(イ) 12.00 千円	(イ) 1000分の12.00	(イ) 44400 円
労災保険分	(ロ) 3.00 千円	(ロ) 1000分の3.00	(ロ) 11100 円
雇用保険法適用者分	(ハ) 9.00 千円	(ハ) 1000分の9.00	(ハ) 33300 円
高年齢労働者分	(ニ) 9.00 千円	(ニ) 1000分の9.00	(ニ) 33300 円
保険料算定対象者分	(ホ) 9.00 千円	(ホ) 1000分の9.00	(ホ) 33300 円
一般拠出金(注1)	(ヘ) 0.02 千円	(ヘ) 1000分の0.02	(ヘ) 74 円

⑪区分	算定期間 平成30年4月1日 から 平成31年3月31日 まで		
	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	(イ) 12.00 千円	(イ) 1000分の12.00	(イ) 44400 円
労災保険分	(ロ) 3.00 千円	(ロ) 1000分の3.00	(ロ) 11100 円
雇用保険法適用者分	(ハ) 9.00 千円	(ハ) 1000分の9.00	(ハ) 33300 円
高年齢労働者分	(ニ) 9.00 千円	(ニ) 1000分の9.00	(ニ) 33300 円
保険料算定対象者分	(ホ) 9.00 千円	(ホ) 1000分の9.00	(ホ) 33300 円

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)
※概算有無区分 ※算定対象区分 ※データ表示コード ※再入力区分 ※修正項目
⑰延納の申請 納付回数

⑮申告済概算保険料額	50,400 円	⑯申告済概算保険料額	50,400 円
⑲差引額	(イ) 6,000 円 (ロ) 不足額	⑳増加概算保険料額	6,000 円
⑳支払額	44,400 円	㉑法人番号	00000000000000000000

㉒第1期又は以降の(イ) 44,400 円	(ロ) 労働保険料充当額 6,000 円	(ハ) 不足額(イ)-(ロ) 0 円	(ニ) 今期労働保険料(イ)-(ロ)+(ハ) 38,400 円	(ホ) 一般拠出金充当額(⑲の(イ)-(ロ)又は(イ)-(ロ)) 0 円	(ヘ) 一般拠出金額(⑲の(ハ)-(ロ)又は(イ)-(ロ)) 0 円	(ト) 今期納付額(ニ)+(ホ)+(ヘ) 38,474 円
㉓第2期	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
㉔第3期	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
⑳加入している労働保険	①労働保険 ②特掲事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない	㉕事業又は作業の種類	奈良県議会議員事務所	⑳事業廃止等理由	(1) 廃止 (2) 委託 (3) 個別 (4) 労働者なし (5) その他
㉖(イ)所在地	1	(イ)住所(郵便番号) 高城町舟立庄 52-2	(ロ)名称	奈良県議会議員西川均事務所	(ハ)氏名	西川均
㉗(ロ)名称	29-1-02 015416-000 E	(ニ)住所(登記簿)				

(注1)石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金(注2)は延納できません。

平成30年度労働保険料の内訳

	①29年度概算	②29年度確定	③差額	④30年度概算	⑤(③+④)30年度支払
労災保険	12600	11100	-1500	11100	9600
雇用保険	37800	33300	-4500	33300	28800
拠出金	0	74	74	0	74
計	50400	44474	-5926	44400	38474

国税 納期等区分 資金

給与所得・退職所得等の
所得税徴収高計算書(等)

納 領 収 証 書

32399

平成 年度 30

葛城

税務署

00036434

110

05252740

区分	支払年	支払月	支払日	人 員	支 給 額	税 額
俸給・給料等	年	月	日	氏名	千 円	百 円
俸給・給料等	30	07	01	西川 均	180000	40300
賞与(役員賞与を除く)						
日雇労働者の 賃金						
退職手当等						
税理士等の 報酬	30	07	01	西川 均	92200	9186
役員賞与						
同上の支払 確定年月日						

納期等の区分

平成 年 月

自 30 07

至 30 12

支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

証券受領

日 用 領 収 書

内 証 券



年末調整による
不足税額

年末調整による
超過税額

本 税

延 滞 税

合 計 額

国庫金 納期特例分

住所 (所在地) 639-2141 (電話番号 0745-67-1234)

葛城市辨之庄 58-2

氏 名 西川 均 (印)

摘要

03405 110 05252740

◎日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

国税 納期等区分 資金

給与所得・退職所得等の
所得税徴収高計算書(等)

納 領 収 証 書

32399

平成 年度 30

葛城

税務署

00036434

110

05252740

区分	支払年	支払月	支払日	人 員	支 給 額	税 額
俸給・給料等	年	月	日	氏名	千 円	百 円
俸給・給料等	30	07	01	西川 均	180000	40300
賞与(役員賞与を除く)						
日雇労働者の 賃金						
退職手当等						
税理士等の 報酬	30	07	01	西川 均	90000	9186
役員賞与						
同上の支払 確定年月日						

納期等の区分

平成 年 月

自 30 07

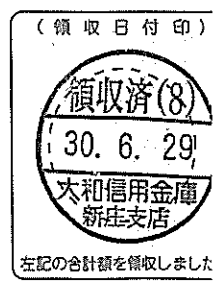
至 30 06

支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

証券受領

日 用 領 収 書

内 証 券



年末調整による
不足税額

年末調整による
超過税額

本 税

延 滞 税

合 計 額

国庫金 納期特例分

住所 (所在地) 639-2141 (電話番号 -)

葛城市辨之庄 58-2

氏 名 西川 均 (印)

摘要

03405 110 05252740

◎日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

奈良県葛城市 市県民税特別徴収 領収証書

市町村コード	口座番号	加入者名
292117	00930-4-960388	葛城市会計管理者

月別	振込番号	納入金額(1) 円
平成 30年 6月分	30035521	17,400

納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収 分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
		退職 所得分	
		延滞金	
		督促 手数料	
		合計額	

納期限 平成 30年 7月 10日
222

(特別徴収義務者) 430-02094227 〒639-2141
住所又は
所在地 奈良県葛城市
辨之庄58番地2
氏名 又は
名称 奈良県議会議員 西川均事務
所

領
収
日
付
印
様

領収済(8)
30. 6. 29
大和信用金庫
新庄支店
(納入者保管)

上記のとおり領収しました。

奈良県葛城市 市県民税特別徴収 領収証書

市町村コード 口座番号 加入者名
 292117 00930-4-960388 葛城市会計管理者

月別 平成 30年 7月分	納金番号 30035521	納入金額(1) 16,600 円
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		
納入金額 (2)	給与分 (退職給付)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
	合計額	
納期限 平成 30年 8月 10日		
	223	

(特別徴収義務者) 430-02094236 〒639-2141
 住所又は所在地 奈良県葛城市 辨之庄 58番地 2
 氏名 西川均事務 様
 又は 所 西川均事務 様
 印
 (納入者保証)

上記のとおり領収しました。

領収証書

奈良県葛城市 市県民税特別徴収 加入者名
 市町村コード 口 座番号
 2 9 2 1 1 7 00930-4-960388 葛城市会計管理者

月別 平成 30年 8月分	精算番号 30035521	納入金額(1) 16,600 円
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (所得割) 退職 所得分 延滞金 督促 手数料 合計額	総千 百 十 万 千 百 十 円
納期限 平成 30年 9月 10日	納入金額(2)	
	223	

(特別徴収義務者) 430-02094245 〒639-2141
 住所又は
奈良県葛城市
辨之庄58番地2
氏名
奈良県議会議員 西川均事務
又は
所
様
 領収日付印
 出納(6)
 30.8.28
 南都・新庄
 中村
 (納入者印)

上記のとおり領収しました。

奈良県葛城市 市県民税特別徴収 領収証書

市町村コード	口座番号	加入者名
292117	00930-4-960388	葛城市会計管理者

月別	納入金額(1)	円
平成 30年 9月分	30035521	16,600
納入すべし金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (所得税等)	千 百 十 万 千 百 十 円
	納入金額 (2)	
納期限 平成 30年 10月 10日	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
	合計額	
	224	

(特別徴収義務者) 430-02094254 千 639-2141
住所又は
所在地 奈良県葛城市 辨之庄 58番地 2
氏名 奈良県議会議員 西川均事務 様
又は 所

領収日付印

領収済(2)
30.9.26
大和信用金庫
新庄支店
(記入用印)

上記のとおり領収しました。

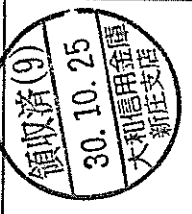
奈良県葛城市 市県民税特別徴収 領収証書(公)

市町村コード 00930-4-960388 葛城市会計管理者
 口座番号 加入者名
 292117

月別 平成 30年 10月分 納入金額(1) 16,600 円
 30035521

納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (給与)	退職 所得分	延滞金	督促 手数料	合計額			
納入金額 (2)	千	百	十	万	千	百	十	円
224								

納期限 平成 30年 11月 12日
 (特別徴収義務者) 430-02094263 〒639-2141
 住所又は 奈良県葛城市
 所在地 辨之庄 58番地 2
 氏名 奈良県議会議員 西川均事務 様
 又は 所



領収日付印 (納入管帳管)

上記のとおり領収しました。

領収証書

奈良県葛城市 市県民税特別徴収 加入者名
 市町村コード 口座番号
 292117 00930-4-960388 葛城市会計管理者

月別 平成 30年 11月分	課税 額 30035521	納入金額(1) 16,600
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収) 所得分	円 百 十 万 千 百 十 円
	退 所 分	
	延滞金	
	督促 手数料	
	合計額	
納期限 平成 30年 12月 10日	納入金額 (2) 225	

(特別徴収義務者) 430-02094272 〒639-2141
 住所又は
 奈良県葛城市
 辨之庄5番地2
 氏名 奈良県議会議員 西川均事務 様
 又は 所
 名称

領収日付印
 領収済(2)
 30.11.26
 大和信用金庫
 新庄支店
 (納入高保障)

上記のとおり領収しました。

領収証書

奈良県葛城市 市民税特別徴収 加入者名
 市町村コード 口座番号 葛城市社会社管理者
 292117 00930-4-960388

月別 平成 30年 12月分 納入金額(1) 16,600
 30035521

納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収) 分	退職 所得分	延滞金	督促 手数料	合計額	千	百	十	万	千	百	十	円
納期限 平成 31年 1月 10日													
	225												

(特別徴収義務者) 430-02094281 〒639-2141
 住所又は
奈良県葛城市
辨之庄58番地2
氏名 奈良県議会議員 西川均事務 様
又は 所

領収済(8)
30.12.27
大和信用金庫
新庄支店

(納入者印)

上記のとおり領収しました。

領収証書(公)

奈良県葛城市 市県民税特別徴収 加入者名
 市町村コード 口座番号
 292117 00930-4-960388 葛城市会計管理者

月別 平成 31年 1月分	口座番号 30035521	納入金額(1) 16,600
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		
納期限 平成 31年 2月 12日	納入金額 (2)	合計額
	226	

(特別徴収義務者) 430-02094290 住所又は 奈良県葛城市 辨之庄58番地2 氏名 又は 名称 奈良県議会議員 西川均事務 様	領収日付印 31. 1. 28 大和信用金庫 新庄支店
---	--------------------------------------

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

奈良県葛城市 市県民税特別徴収 領収証書

市町村コード 口 座番号 加入者名
 2 9 2 1 1 7 00930-4-960388 葛城市会計管理者

月別 平成 31年 2月分	課税額 30035521	納入金額(1) 16,600
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	納 入 金 額 (2)	円 百 十 万 千 百 十 円
納期限 平成 31年 3月 11日	給与分 (一時的所得分)	<input type="text"/>
	退職所得分	<input type="text"/>
	延滞金	<input type="text"/>
	督促手数料	<input type="text"/>
	合計額	<input type="text"/>
	226	<input type="text"/>

(特別徴収義務者) 430-02094307 〒639-2141
 住所又は
奈良県葛城市
辨之庄58番地2
氏名又は
奈良県議会議員 西川均事務 様
所
領収済(1)
31. 2. 28
大和信用金庫
新庄支店
(納入者印)

上記のとおり領収しました。

領収証書

奈良県葛城市 市県民税特別徴収 加入者名
 市町村コード 口座番号 葛城市会計管理者
 292117 00930-4-960388

月別 平成 31年 3月分 納入金額(1) 16,600
 種別 納入金額 30035521

納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (分花巻)	給千 百 十 万 千 百 十 円
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
納期限 平成 31年 4月 10日	合計額	
	227	

(特別徴収義務者) 430-02094316 〒639-2141
 住所は 奈良県葛城市 辨之庄 58番地 2
 氏名 奈良県議会議員 西川均事務 様
 名称 所
 領収日付印
 鎮収済(9)
 31.3.25
 大和信用金庫
 新庄支店
 (納入者保留)

上記のとおり領収しました。

政務活動費備品台帳(平成30年度)

議員名: 西川 均

番号	名称	規格・機種	数量	取		得		処		状況	保管場所	備考 (購入先)
				単価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年月日	価格	処分の内容	年月日			
1	パソコン	富士通産製 FMVRS0B3W2	1	118,584	118,584	平成30年7月9日					政務活動費事務所	上新電機から購入
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
年度計												

注 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。
 2 年度ごとに集計し、政務活動費取支報告書とともに議長へ提出することとする。
 3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)
 4 処分の内容欄には、売却払い、廃棄処分等別に記入すること。
 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
 6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。